

## 重要な会計方針 緊急人材育成・就職 支援基金事業特別会計

中央職業能力開発協会

### 1 緊急人材育成・就職支援基金の計上根拠及びその取崩収益の計上基準

平成 21 年 6 月 5 日付厚生労働省発能第 0605002 号「緊急人材育成・就職支援基金事業の実施について」、別紙「緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領」第 3 及び第 14 の事業に必要な経費に充てるため、厚生労働省より、「平成 21 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」(平成 21 年 6 月 19 日付)、「平成 22 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」(平成 22 年 11 月 9 日及び平成 23 年 1 月 6 日付)、「平成 23 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」(平成 23 年 11 月 21 日付)、「平成 24 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」(平成 25 年 3 月 6 日付) 及び「平成 25 年度緊急人材育成・就職支援基金事業臨時特例交付金」(平成 26 年 2 月 18 日付) の交付を受け、緊急人材育成・就職支援基金を造成し、計上している。

また、当該基金からの取崩収益は、事業及びその事務処理のための支出額を限度としている。

### 2 有価証券の評価基準及び評価方法

保有している有価証券は、すべて満期保有目的の国庫短期証券であり、償却原価法を採用している。

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っている。

#### (2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法により行っている。

### 4 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

### 5 消費税の会計処理

税込方式により行っている。

[注記事項]

1 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度及び厚生年金基金制度（労働関係法人厚生年金基金）を設けている。

(2) 退職給付費用に関する事項（一般会計を除く）

区 分	金 額
①勤務費用	579,300 円
②退職給付費用	579,300 円

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

労働関係法人厚生年金基金については、当協会の拠出に対する年金資産の額を合理的に算定できないため、退職給付引当金及び退職給付費用の算定において、考慮していない。

なお、当該年度の掛金拠出額は、55,662,964 円（一般会計を含む）、掛金拠出割合により算定した年金資産見積額は、997,367,239 円（一般会計を含む）である。

また、特別会計で負担すべき退職給付引当金は、期末において精算したため、一般会計の退職給付引当金に含めて計上している。

2 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国庫短期証券	37,199,797,648 円	37,196,280,000 円	△3,517,648 円

※ 評価損益については、決算日時点における帳簿価格と時価との差額を参考表示したものであり、満期日においては帳簿価格と時価の差は 0 となる(一致する)。

3 平成 23 年度第 3 次補正予算により造成した緊急人材育成・就職支援基金(3 次補正基金)について

既存基金と 3 次補正基金は区分経理を行っている（内訳は別表のとおりである。）。

なお、3 次補正基金における新卒者就職実現プロジェクト事業の支給事務が平成 26 年 9 月末をもって終了したことに伴い 3 次補正基金も同年 9 月末をもって終了している。

4 基金の国庫返納について

基金のうち 21,249,694,748 円については、平成 27 年 5 月 27 日付け厚生労働省発 0527 第 2 号文書にて返還命令があったことから基金から未払金に振り替える処理を行っている。